

青山高原ウィンドファーム風力発電施設増設事業に係る環境影響評価  
準備書に対する意見

(総括的事項)

- 1 事業を実施するにあたり、関係する様々な主体の理解と協力のもと、関係法令を遵守し、周辺環境に与える影響を可能なかぎり低減するよう配慮すること。また、住民からの要望・苦情等に対して適切に対応すること。
- 2 風力発電施設が環境に及ぼす影響について、科学的知見が十分でないことをもって対策を先送りにする理由とせず、最新の情報収集に努め環境保全に最大限配慮すること。
- 3 事前の環境影響評価によっても予期し得ない、あるいはデータ不足等のため予測困難な影響が生じた場合は、必要に応じて追加調査等適正に対応すること。
- 4 事業内容を変更する必要がある場合は、環境への影響を予測及び評価した上で適切な措置を講じること。

(個別的事項)

1 騒音・振動

- (1) 風力発電施設の稼働に伴う騒音の予測結果があるが、実際には強風による自動停止直前の稼働最大風速域での騒音が最も大きいと思われる。設置後の騒音トラブルを考慮して、発生する騒音が最大となる条件において予測評価すること。
- (2) 騒音、低周波音に関して、施設供用開始後もモニタリングを行い必要に応じて対策を講じること。また、最新の知見について情報収集を行い、可能な限り軽減に努めること。

2 水質

造成工事中及び法面緑化による表層の安定までの間、豪雨による濁水の影響が出ないように沈砂枡等の防災施設を適切に維持管理すること。また、予測を超えるような豪雨が発生する場合は、榊原川を原水として取水する久居別所浄水場の運転に支障をきたすおそれがあるので、降水時の河川の状況の監視を行うとともに、高濁水が発生した場合の具体的措置について示すこと。

3 生態系

- (1) 対象事業実施区域周辺にはノスリ等猛禽類の営巣が確認されていることから、今後とも営巣状況の把握に努めるとともに、営巣地に影響のある範囲での繁殖期間中の工事については、実施時期に配慮すること。

- (2) バードストライク等の発生状況や防止策については、工事中及び施設の供用開始後も継続してモニタリングを実施すること。また、最新の知見について情報収集を行い、バードストライク等が発生する前に対策を講じる等予防的見地から、可能な限り回避・低減に努めること。
- (3) 風力発電施設の存在及び稼働が鳥類や周辺の樹木等に与える影響について、事後調査を適切に実施するとともに、関連する情報の収集に努め、必要に応じて、適切な措置を講じること。
- (4) 法面緑化の工法については種子の選定を含め生物多様性の保全に配慮するとともに、事後評価においても、在来種の定着状況をモニタリングすること。特に第1種特別地域については細心の注意を払うこと。
- (5) 事業計画地の一部は、水源涵養保安林の指定地であることから、水源の確保等に著しい支障をきたすことのないよう配慮すること。また、保安林解除については、森林法第26条第1項第2号において、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる定められているが、今回の事業により、水源涵養機能に著しい支障をきたすことが予期される場合には、当該計画地域において、代替保安林の指定を検討すること。
- (6) 奥山愛宕神社のブナ原生林について、通常生息する標高以下の限られた範囲で原生林を形成することは、このブナの原生林に適した環境が整っていると考えられる。事業の実施により気流や生態系が変化することから、生息状況に影響を及ぼす可能性が危惧される。また、何らかの影響により復元の手立てを必要とした場合には、ブナの成長状況等から非常に困難なことと思われる。当該原生林については極めて貴重な自然資源であり、特殊な場所であるという認識をもって、環境保全に最大限配慮すること。

#### 4 事後調査

事業実施後においても、状況を監視し、その結果に科学的な評価を加え、環境への影響がみられた場合は、関係機関と協議を行うとともに、保全のための措置を講じること。また、事後調査の結果についても積極的に公開すること。

#### 5 その他

工事搬入ルートについて、特に、交通量の増加が予想される美里地域の小中学校（長野小、高宮小及び美里中）及び白山地域の小中学校（倭小、大三小及び白山中）に通学する児童生徒の登下校時の安全について配慮すること。また、工期等の工事計画が具体的になれば、津市教育委員会まで連絡をすること。